

大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月20日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第1号

大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年大和市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3、2 短大卒、1 短大3卒の項第1号中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」を加え、同表2 短大卒、2 短大2卒の項第1号中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。